

[自由研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務特別教育カリキュラム]

<対象者>

自由研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務従事者

<根拠法令>

労働安全衛生法第59条（安全衛生教育）

労働安全衛生規則第36条1号（特別教育を必要とする業務）

<カリキュラム>：9時開講・16時30分閉講（途中休憩及び昼食時間有り）

講習内容	1. 自由研削用研削盤、自由研削といし、取付け具等に関する知識	2. 0時間
	2. 自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識	1. 0時間
	3. 関係法令	1. 0時間
	4. 実技（自由研削用といしの取付け・取扱い方法及び自由研削用といしの試運転方法）	2. 0時間
	合計	6. 0時間